

2018年度 特定非営利活動法人浦和スポーツクラブ通常総会 議事録

1 日時 平成30年6月2日(土) 16時00分～17時30分

2 場所 クラブハウス

3 出席

正会員 19名

出席 13名 (小野崎研郎、塩野潔、梶谷千恵子、小川貴、清水恵二、遠山茂、金木貴子、舟山勝明、内村久子、木村曜子、中村高広、佐藤常雄、栃川正年)

委任状 5名 (石井亮二、片倉藍、大橋正樹、寺畑正英、山野井裕子)

正会員以外 11名 (三沢三郎、田中聡、千葉朋裕、大倉秀樹、横川孝一、井上誠、高橋利夫、吉川政男、佐藤伸正、金子康、小野崎さおり)

4 挨拶

小野崎研郎理事長より挨拶をいただいた。

5 議長選出

定款第28条により、出席した正会員の中から議長を選出し、小野崎研郎理事長が選出された。

6 議事録署名人選出

定款第32条2項に基づき、出席者の中から清水恵二氏、木村曜子氏の2名を議事録署名人として選出した。

7 議事

第一号議案 2017年度事業報告

第二号議案 2017年度決算報告及び監査報告

第三号議案 2018年度事業計画

第四号議案 2018年度予算案

第五号議案 定款の変更等について

8 議事の経過概要及び議決結果

議事の開始に先立ち、定足数の確認を行った。

正会員数19名のうち、過半数以上となる18名の参加(出席13名、委任状出席5名)を得ていることから、総会が成立することを確認した。

第一号議案 2017年度事業報告

資料に基づき、小川事務局長より2017年度の概要報告がなされ、その後各部門ごとに報告がなされた。

総論としての2017年度の特徴的なできごとを小川事務局長より報告がなされた。

- ・ 常盤スタジオ・ふらっと広場は12月末をもって閉鎖し、12月22日にふらっと広場閉鎖のイベントを行った。
- ・ totoの助成を受けて、ホームページの全面改訂を行った。また、浦スポニュース200号を契機に月刊うらすぼとしてA3版裏表に刷新した。
- ・ 浦和駒場体育館の指定管理第2期が終了し、第3期も埼玉シミズとのJVで継続申請し、第3期も引き続き指定管理を担当することとなった。
- ・ さいたま市総合型地域スポーツクラブあり方調査へ参加し、中学女子サッカー交流会、みんなのサッカー体験・交流会、みんなの健康フェアなどに取り組んだ。
- ・ 中学部活サポート事業として、星空スポーツ広場でバドミントンの中学部活初心者向けプログラムを新設した。また、早稲田大学広瀬教授と共同し、中学部活サポートプロジェクトを立ち上げた。
- ・ 元気アップネットワークにおいて、「みんなの学校づくりプロジェクト」準備委員会を主導し、2018年4月1日に開校式をむかえた。
- ・ 会員数が漸減傾向にあり、特にサッカー広場の会員数が減少しているところが課題である。広報ツールを有効に活用するとともにプログラムの検討も求められている。
- ・ 年度当初計画と成果について、資料を基に説明があった

<各部門報告>

- ・ サッカー部門(遠山氏)

スパーシニアサッカーでは、60代から80代の約30名の会員が元気に活動している。

- ・ テニス部門(梶谷氏)

大人は、週1回テニスを楽しみたい会員が活動していて、なかには女子の大会参加希望者もいる。

子どもは、第 11 回キッズテニス大会が行われた。

・フィットネス部門(金木氏)

常盤スタジオ閉鎖に伴う会員減少があったが、領家スタジオまで来てくれている会員もいる。

・卓球部門(舟山氏)

概ね良好で、小学生も来るが指導が大変。ずっと継続してきている会員もいて、上達している。

・シニア関係(小川氏)

シニアのスポーツ活動のニーズが強くなっている。シニア部門の人数も増えており、さらに充実したプログラムにしていく必要がある。

・のびのびスポーツ広場(千葉氏)

今年 4 月から担当しているが、子どもたちとの距離が近くなっている。スポーツ鬼ごっこの県選抜に選ばれている子どももおり、みんなで楽しく活動している。

・星空スポーツ広場(大倉氏、横川氏)

星空スポーツ広場はほぼ 10 年になり、40 歳以上の大人が 10 人ほどと高校 2 年生のグループが 20 人ほどその他併せて 40 人から 50 人ぐらいで活動している。

子どもと一緒に 2 年前から参加している。バドミントンの技術を高めようという人と体力づくりできている人が多い。

・その他(小野崎理事長)

スポーツを続けるためには、決まった時間に決まった場所が大切である。他のクラブは単発のイベントが多く、定期プログラムは少ない。浦和スポーツクラブでは、毎週 70 本の定期プログラムを実施していることは、スポーツを継続するという観点から意味のあることである。

第一号議案については、第二号議案報告後にあわせて採決をした。

第二号議案 2017 年度決算報告及び監査報告

資料に基づき、小川事務局長より報告がなされた。

- ・活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業別損益の状況、財産目録について説明・報告がなされた。
- ・委託事業はなく、助成金は、toto によるホームページ作成の 70 万円で、ほぼ 100% 会費収入の運営となった。
- ・収入総額は、4,120 万円となり、会費収入は昨年度より 100 万円の減収でフラット常盤の閉鎖による影響が表れているためと考えられる。
- ・単年度の経常収支は 130 万円の黒字でした。
- ・監事欠席のため、書面により監査報告がなされた。

以上の報告後、第一号議案、第二号議案について、出席者賛成により承認を得た。

第三号議案 2018年度事業計画

資料に基づき、小野崎理事長より年間事業計画について提案・説明がなされた。

■会議及びプログラムについて

- ・4月5月は提案のとおり実施済みです。
- ・7月8月の夏休み中には工作教室、実験理科教室を実施します。
- ・9月2日に浦和駒場体育館で、イベントを企画しています。
- ・10月13日に第12回キッズテニス大会 in SAITAMAを開催します。
- ・3月10日にみんなの健康フェアを開催します。
- ・スポーツプログラム、スタジオプログラムは資料のとおり実施します。

■クラブ全体として

- ・基本的な考え方は、従来通りに踏襲していきます。
- ・子どものスポーツ環境、大人のスポーツ環境、シニアのスポーツや運動環境の充実を目指します。

■プロジェクトについて

①子どものスポーツに関する考え方の整理

理事中心に指導者の方にも入っていただき、スポーツ好きの子どもになってもらうため何をどう教えていくかプロジェクトチームをつくり検討を進めます。

②中学生アスリートサポートプロジェクト

1)コンディショニングサポート事業

早稲田大学広瀬教授との連携で、本太中学校運動部のウォーミングアップの提案をしてきており、当クラブの理学療法士などとも連携して中学生の運動部活動の支援をしていきます。

2)中学女子サッカー支援プロジェクト

昨年までの取組をベースに原山中学校、常盤中学校、その他のクラブと連携し、交流会などを通して活動環境の改善目指し取組みます。

3)部活スタートアップ講習会

昨年度同様に星空スポーツ広場でバドミントン初心者講習会を実施します。

4)指導人材ネットワーク

部活サポートの拡大に向けて、地域の指導人材ネットワークを模索していきます。

③パラ種目体験・交流事業

昨年度実施したみんなのサッカー交流事業を継承し、ブラインドサッカー、CPサッカーなど少年団などと連携し実施していきます。

■通常事業について

- ・クラブメンバーシップを育みます。
- ・広報・PRに力を入れます。
- ・第12回キッズテニス大会 in SAITAMAを開催します。
- ・さいたま市内の地域スポーツクラブと連携した事業を推進します。
- ・駒場体育館指定管理事業において、当クラブの栃川氏を5月より浦和駒場体育館に職員として派遣し、事業の充実を図ります。
- ・スポーツ用品のリユースプロジェクトを継続します。
- ・彩の国SCネットワークの事務局を担当します。
- ・クラブ事務所の移転に取り組みます。
- ・スポーツ推進委員や少年団などの地域スポーツ機関・組織と連携を高めます。

■プログラムについて

サッカー、テニス、フィットネス、卓球、その他について、例年通り進めます。

第三号議案について、第四号議案提案・説明後に採決された。

第四号議案 2018年度予算案

資料に基づき、小野崎理事長より予算案の提案があった。

今年度の予算編成の特徴として次の点があげられる。

- ・収入合計は、概ね4020万円で、会員数が減っているが浦和駒場体育館への職員派遣の収入があるため、昨年度より約100万円の減収です。
- ・会費収入は、常盤スタジオ閉鎖で昨年度より約300万円の減収です。
- ・支出合計は、3865万円で、約150万円の黒字が見込まれています。

以上の提案・説明後、第三号議案・第四号議案について、出席者賛成により承認を得た。

第五号議案 定款の変更等について

資料に基づき、小野崎理事長から提案・説明があった。

- ① NPO法改正により、会計に用いる用語の変更がありました。
これに伴い、定款内の用語を変更します。

変更後	変更前
<p>第25条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算に関する事項</p>	<p>第25条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算に関する事項</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算に関する事項</p>
<p>第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>
<p>第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p>
<p>第49条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p>	<p>第49条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第51条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(事業報告及び<u>収支</u>決算)</p> <p>第51条 この法人の事業報告及び<u>収支</u>決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。</p>

第53条 この法人が、予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の <u>収益</u> をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。	第53条 この法人が、予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の <u>収入</u> をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。
(付 則) この定款は平成30年6月2日から施行する。	

② 総会、理事会における表決に際し、書面だけでなく電子メールをもって表決できることを追記します。

変更後	変更前
第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 <u>理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</u>	第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。	第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面 <u>又は電子メール</u> をもって表決することができる。	第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

以上の提案・説明後、第五号議案①・②について、出席者賛成により承認を得た。

③今後の活動の展開に備えて、第13条の理事の人数上限を15人から20人に増員する。

③については、現状では上限に達してはいず、欠席理事から変更の必要性があるのかとの意見もあり、議論不十分のため提案取り下げとした。

以上をもって、全ての議事を終了し散会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成30年6月8日

議 長 小野崎 研郎 

議事録署名人 清水 恵二 

議事録署名人 木村 曜子 